

2020年3月16日

J R グループ

## 「JRカード」のサービス変更に伴う会員特約の改定について

JRグループとクレジットカード会社が提携して発行している「JRカード」につきまして、サービス内容を一部変更させていただき、あわせて「JRカード会員特約」を改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

### 1 変更内容

「JRカード」には、JRカード取扱窓口における乗車券類等の購入にあたり、限度額が設定されておりますが、この限度額を廃止します。

これにより、JRカード取扱窓口では、各クレジットカード会社が定めた利用可能枠<sup>※</sup>まで、ご利用いただくことが可能になります。

※「クレジットカードの利用可能枠」は、お手持ちのJRカードの発行会社にお問い合わせください。

### 2 「JRカード会員特約」の改定

今回のサービス変更に伴い、別紙のとおり「JRカード会員特約」を改定いたします。

### 3 乗車券類等への表示内容の変更

今回のサービス変更に伴い、「JRカード」により発売した乗車券類等の券面余白への表示を「クレジット」から「C制」に変更いたします。

### 4 サービス変更及び「JRカード会員特約」の改定日

2020年4月1日（予定）

## 別紙

### JR カード会員特約（個人会員）

#### 第1条（JR カード）

- 1 JR カード（以下「カード」という。）とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社（以下これらを「旅客鉄道会社」という。）とカード発行会社（以下「カード会社」という。）が提携して発行するクレジットカードで、旅客鉄道会社で乗車券類の購入ができるほか、カード会社のクレジットカードとしても利用できるものです。
- 2 本特約は旅客鉄道会社、カード会社および第2条に定める会員との間で適用されます。

#### 第2条（会員）

- 1 会員（個人会員）とは、本会員と家族会員をいいます。
- 2 本会員とは、本特約およびカード会社の会員規約を承認のうえ、旅客鉄道会社およびカード会社（以下併せて「両社」という。）に入会を申し込み、両社が入会を認めた方をいいます。家族会員とは、本会員の家族で、両社が入会を認めた方をいいます。

#### 第3条（カードの使用）

- 1 カードにより購入できる旅客鉄道会社の商品は、旅客鉄道会社の指定する窓口（以下「JR カード取扱窓口」という。）で販売している商品としますが、カードで購入できない商品もあります。
- 2 カードにより購入した旅客鉄道会社商品の払いもどしまたは変更は、JR カード取扱窓口で取り扱います。

#### 第4条（代金の支払い）

会員は、旅客鉄道会社におけるカード利用代金等をカード会社の会員規約に定める方法により支払うものとします。

#### 第5条（退会）

会員が都合により退会する場合は、カード会社に届け出るものとします。

#### 第6条（合意管轄裁判所）

会員と旅客鉄道会社との間で発生する訴訟については、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または旅客鉄道会社の本社の所在地を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

#### 第7条（特約の改定等）

旅客鉄道会社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定し（本特約と一体をなす規定等を新たに定めることを含みます。）、または本特約に付随する規定等を改定することができます。この場合、旅客鉄道会社は、当該改定の効力が生じる日を定めたくえて、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

#### 第8条（カード会社の会員規約と本特約の関係）

- 1 本特約とカード会社の会員規約に定める内容が相違する場合は、本特約に定める内容を優先して適用するものとします。
- 2 本特約に定めのない事項については、カード会社の会員規約が適用されるものとします。

#### 【相談窓口】

- 1 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2 個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては、カード会社の会員規約に記載する相談窓口にご連絡ください。

### JR カード会員特約（法人会員）

#### 第1条（JR カード）

- 1 JR カード（以下「カード」という。）とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社（以下これらを「旅客鉄道会社」という。）とカード発行会社（以下「カード会社」という。）が提携して発行するクレジットカードで、旅客鉄道会社で乗車券類の購入ができるほか、カード会社のクレジットカードとしても利用できるものです。
- 2 本特約は旅客鉄道会社、カード会社および第2条に定める会員との間で適用されます。

#### 第2条（会員）

- 1 会員とは、法人会員とカード使用者をいいます。
- 2 法人会員とは、本特約およびカード会社の会員規約を承認のうえ、旅客鉄道会社およびカード会社（以下併せて「両社」という。）に入会を申し込み、両社が入会を認めた法人をいいます。カード使用者とは、法人会員があらかじめカードの使用者として両社にカードの発行を申し込み、両社が入会を認めた方をいいます。

#### 第3条（カードの使用）

- 1 カードにより購入できる旅客鉄道会社の商品は、旅客鉄道会社の指定する窓口（以下「JR カード取扱窓口」という。）で販売している商品としますが、カードで購入できない商品もあります。
- 2 カードにより購入した旅客鉄道会社商品の払いもどしまたは変更は、JR カード取扱窓口で取り扱います。

#### 第4条（代金の支払い）

会員は、旅客鉄道会社におけるカード利用代金等をカード会社の会員規約に定める方法により支払うものとします。

#### 第5条（退会）

会員が都合により退会する場合は、カード会社に届け出るものとします。

#### 第6条（合意管轄裁判所）

会員と旅客鉄道会社との間で発生する訴訟については、旅客鉄道会社の本社の所在地を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

#### 第7条（特約の改定等）

旅客鉄道会社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定し（本特約と一体をなす規定等を新たに定めることを含みます。）、または本特約に付随する規定等を改定することができます。この場合、旅客鉄道会社は、当該改定の効力が生じる日を定めたくえて、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

#### 第8条（カード会社の会員規約と本特約の関係）

- 1 本特約とカード会社の会員規約に定める内容が相違する場合は、本特約に定める内容を優先して適用するものとします。
- 2 本特約に定めのない事項については、カード会社の会員規約が適用されるものとします。

#### 【相談窓口】

- 1 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2 個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては、カード会社の会員規約に記載する相談窓口にご連絡ください。